権災・権災届出 証明腺										
入善町長 あ	7						年	月	日	
申請者	(フリガナ)									
	氏名									
	住所				Tel	(		)		
罹災者	(フリガナ)	□申請者と同	司じ							
	氏名									
	住所	□申請者と同	司じ		Tel	(		)		
罹災年月日	年	月	日原因		□ 風水害	□ 地震	□そ	の他(	)	
罹災場所等	所在地:入善町									
	<ul> <li>□ 住家 □ 貸し家 □ その他( )</li> <li>□ 併用住家(1階が店舗や倉庫で2階が住居など)</li> <li>□ 非住家 □ 事務所/店舗/倉庫 □ 別荘 □ その他( )</li> </ul>									
	□ 上記以外の不動産(カーポート、塀等)・動産(家財道具、物置等) ※上記以外の不動産及び動産は、「罹災届出証明書」になります。									
罹災の程度	<ul><li>□ 全壊</li><li>□ 大規模半壊</li><li>□ 中規模半壊</li><li>□ 準半壊に至らない(一部損壊)</li><li>(裏面を参照してください)</li></ul>									
	被害箇所	□基礎□	〕屋根 □	壁□	〕天井 口 扂	居室内浸え	水 🗆 -	その他		
被害状況等	(被害内容)※被害状況が判る写真を添付してください。									
□ 自己判定方	式を希望し、「	準半壊に至ら	ない (一	部損	壊)」(損害	割合 10%	6未満)	という	う結果に	
同意します。		III = III + C C C C C C C C C C C C C C C C C	: ====================================	<i>=</i> 14n oo		. ۲ - سام				
自己判定方式を	、写真等を基に現 注用いない場合は、 にます。被害程度の	申請を受けた後	に家屋調査				うことか	ら、罹災	<b>泛証明書発</b>	
罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。 必要事項を記入のうえ、委任者(罹災者等)の本人確認書類(運転免許証等)を添付してください。										
委 任 状										
申請者を罹災者の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。										
年 月 日										

上記に記載および、□に☑チェックをお願いします(裏面も参照してください)

委任者(罹災者等) 住 所

氏

名

担	受付者	発行者	現場確認者	主務者	副主務	確認欄
当記						□証明願
入						□申請者本人確認
欄						□被害写真等

# ※裏面

# <罹災証明の確認事項>

- ①この証明は、災害対策基本法第90条の2に基づき、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる 程度の被害について証明するものです。
  - ※民事上の権利義務関係等には、効力を発生するものではありません。
- ②住家以外の不動産(カーポート、塀など)や、動産(家財道具、物置など)については、被災の事実(被災者からの届け出があったこと)を証明する「罹災届出証明書」の発行になります。また、住家の場合でも、被害と災害の因果関係が確認できない場合には、「罹災届出証明書」の発行となります。
- ③集合住宅等の場合には、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によっては、この「罹災の程度」と被害程度に差が生じる場合があります。
- ④証明書の発行に際して<u>証明手数料が必要となります</u>。但し、特例により免除される場合があります。 証明書は後日、郵送となります。

## <証明願の記入について>

- ①証明願の申請には、申請される方の身分証(免許証等)の提示をお願いします。
- ②被害状況などが判る写真(写し可)の提出が必要です。

# <被害程度の例(家屋全体に含める割合)>

①全壊(損害割合50%以上)

居住のための<u>基本的機能を喪失したもの</u>。住家全体が倒壊、流出、埋没、または家屋の損壊が甚だしく、補修によって元通りに再使用することが困難なもの。

## ②大規模半壊(損害割 40%以上~50%未満)

居住する住家が半壊し、構造耐久上主要な部分の補修を含む<u>大規模な補修を行わなければ居住する</u> 事が困難なもの。

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備です。

③中規模半壊(損害割合30%以上~40%未満)

居住する住家が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難なもの。

④半壊(損害割合20%以上~30%未満)

住家が居住のための基本的機能を一部喪失したもの。住家の損壊が甚だしいが<u>補修をすれば元通り</u> に再使用ができる程度のもの。

(半壊の例(目安であって必ずしも「半壊」になるものではありません))

- ・台風によって屋根の半分が無くなり、住家の半分が浸水した場合
- ・水位が高くなり、床より上に浸水した場合
- ⑤準半壊(損害割合10%以上~20%未満)

住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。

⑥準半壊に至らない(一部損壊)(損害割合10%未満)

準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。